

「経済産業省総合庁舎の管理・運営業務(令和6～10年度)」の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
1	6頁	308行	総則 1. 対象業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対事業の質に関する事項 (2) 達成すべき質の設定 ① 管理・運営業務の包括的な質 ウ. その他 1) 想定外の事態が発生した場合、あるいは発生が予測された場合には、受注者は善良な管理者として職務権限の範疇で対応し、対応の結果を速やかに厚生企画室又は防災センターに報告すること。当該事案が職務権限の範疇では対応できない場合は、速やかに厚生企画室又は防災センターへ報告すること。	4	想定外の事態とは何を想定していますでしょうか。P5の緊急事態との違いをご教示願います。	業務内容のより正確な理解のため。	緊急事態とは、地震、台風等の災害、事件、事故、設備機器等の重大な故障等の緊急の対応が求められるもので庁舎管理運営業務を行ううえである程度その発生が想定されるもの及び当該事態が発生した場合の対応がある程度事前に想定できるものをさす一方で、想定外の事態とは、これらの事前の想定ができていない事態であって本事業に支障を来す事態となります。
2	8頁	389行	総則 2.実施期間に関する事項 <u>当該業務の実施期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。</u>	4	実施期間が5年となる事について物価変動率等を途中で勘案し料金改定が可能な条項を契約書に盛り込むべきかと存じます。	昨今の物価上昇率を考えると5年間の価格算出は困難を極める物と考える。	入札金額には(総価(事業の実施に必要な経費のほか、最低賃金の改定等に要する費用を含む))本業務に要する一切の諸経費を記載して下さい。 なお、日本国内における経済情勢の著しい変動により契約条件が著しく不適当となったことが明らかであるときは、入札公告時に示す契約書(案)の下記の条項により協議することとします。 「(協議) 第〇条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。(以下略)」
3	8頁	409行	3. 入札参加資格に関する事項 (3) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)において、単独・グループにかかわらず入札参加者の構成員すべてが入札実施地域における「役務の提供等」(建物管理等各種保守管理)でA、B、C又はDの等級に格付されている者であること。	1	令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)における申請から登録完了までに要する期間が判断できないため、参加申請の段階で申請まで完了していれば要件を満たす、という解釈とさせていただきませんか。	参加可否に関わる部分であるため。	企画書等の提出段階(提出期限:令和5年8月下旬予定)で、入札参加グループで入札に参加する場合には、代表者及び代表者以外の入札参加グループ員それぞれ、競争参加資格を取得していることが条件(再委託先を除く。)となりますので、早めの申請方おねがいします。(申請のみでは要件を満たしません。)
4	12頁	639～654行	5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項	4	グループで入札する場合において、各社で認定取得・賃上げ表明状況が異なる場合の採点方法についてご教示ください。	左記方法の記載がないため。	別紙7評価表の注意書きに記載のとおりに、グループ各社の評価点を合算しグループ者数で除算した平均点となります。
5	22頁	1184行	総則 ⑪再委託の取扱い イ. 受注者は、本業務の実施に当たり、 <u>その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ企画書において再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)</u> について記載しなければならない。	2	「その一部について再委託を行う場合」→「常駐業務は再委託をしてはならない」に修正	事業継続が求められる中央省庁の案件。複数企業で構成されるグループ組織より更に再委託を行う場合、連携が複雑になる事が予想でき、再委託する前提での履行には問題があると考えるため。	以下の理由により、原案のとおりとします。 (理由) 本業務の適切な又は効率的な実施にあたり業務の一部を再委託することが必要である場合には再委託を認めています。他方で、本業務の適切な実施を確保するため、再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法について、あらかじめ企画書に記載しなければなりません。
6	31頁	17行	別紙1 建築・建築設備管理業務仕様書 第1 総則 4 対象業務	4	建築・建築設備管理業務の対象業務(3)構内交換設備等点検・保守業務については清掃業務や警備業務のように独立した業務項目とする事を提案します。	構内交換設備等点検・保守業務は作業員も御庁舎へ常駐している特殊重要業務と思われます。	構内交換設備は建築設備の一つであるため、原案のとおりとします。
7	36頁	197行	別紙1 建築・建築設備管理業務仕様書 第1 総則 第10 業務時間	4	仮眠スペースについて、警報等が発報する諸室とは分断されており、仮眠時間中は災害や重大な設備トラブル等以外は継続して仮眠が可能であるスペースであることを明記願います。	労働基準法上、仮眠時間に緊急対応が見込まれる場合は労働時間の対象となるため。	原案のとおりとします。なお、本館及び別館それぞれに、警報等が発報する監視室とは扉で区分されている仮眠室があります。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
8	38頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について 建築・建築設備保全業務 業務責任者 必要資格・経験等	2	実施責任者に求められる経験について「延べ面積 50,000 ㎡以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上」として、それを満たさない場合の「ただし、50,000 ㎡に満たない施設の維持管理業務の責任者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する維持管理業務の責任者として、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。」という記載は無い方が良いと思われます。	求められる経験を満たない場合の条件については基準が発注者の判断によって異なるため、条件が明確でないため、公平性に欠ける恐れがあると思われます。	御意見を踏まえ、以下のとおり要件を修正します。 以下のいずれかに該当する建物の維持管理業務の責任者としての実務経験を5年以上有すること ① 延べ面積50,000㎡以上のオフィスビル ② 特別高圧受変電設備を有する建物 ③ 30,000㎡以上の中央空調方式のオフィスビル
9	39頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について 建築・建築設備保全業務 電気主任技術者 主勤務場所	3	主勤務場所ですが、別館中央監視室と記載されておりますが、他の配置ポストと同様に本館・別館中央監視室と変更して欲しい。	別館中央監視室に限定する理由が明確でないため	御意見を踏まえ、受注者の管理が容易な場所として、本館・別館中央監視室に修正します。
10	41頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について 建築・建築設備保全業務 エネルギー管理責任者 主勤務場所	3	主勤務場所ですが、本館中央監視室(常駐の場合)と記載されておりますが、他の配置ポストと同様に常駐の場合は、本館・別館中央監視室と変更して欲しい。	本館中央監視室に限定する理由が明確でないため	御意見を踏まえ、受注者の管理が容易な場所として、本館・別館中央監視室に修正します。
11	41頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について 建築・建築設備保全業務 建築物環境衛生管理技術者 主勤務場所	3	主勤務場所ですが、本館中央監視室(常駐の場合)と記載されておりますが、他の配置ポストと同様に常駐の場合は、本館・別館中央監視室と変更して欲しい。	本館中央監視室に限定する理由が明確でないため	御意見を踏まえ、受注者の管理が容易な場所として、本館・別館中央監視室に修正します。
12	42頁	-	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について ※2 技術員は、機械及び電気の資格の両方を有している場合は兼務も可能とする。ただし、技術員(電気・機械)と作業員の常駐人数は、 <u>合わせて昼間8名以上、夜間4名以上を確保すること。</u>	3	技術員、作業員等について人数を求めています。請負事業者が人数を定めて運用するものと考えおり修文すべきです。	請負契約のため。	本事業を実施するに当たり必要と発注者が想定している人数を記載しています。 他方で、業務の効率化等によりこれを下回る人数でも本事業を安定的かつ円滑に実施できる場合には、その提案をしていただくことは可能です。当該提案がなされた場合、外部有識者からなる評価委員会においてその実施可能性等を確認します。 なお、「昼間8名以上、夜間4名以上」については「平日9:15～18:15は8名以上、それ以外の時間帯は4名以上」に見直します。
13	42頁	-	別紙 1 建築・建築設備管理業務仕様書 別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について ※2 技術員は、機械及び電気の資格の両方を有している場合は兼務も可能とする。ただし、技術員(電気・機械)と作業員の常駐人数は、 <u>合わせて昼間8名以上、夜間4名以上を確保すること。</u>	3	常駐人数の記載について人数記載は必要ないと考えます。	請負契約の場合、人数は落札事業者が判断するものと考えます。	本事業を実施するに当たり必要と発注者が想定している人数を記載しています。 他方で、業務の効率化等によりこれを下回る人数でも本事業を安定的かつ円滑に実施できる場合には、その提案をしていただくことは可能です。当該提案がなされた場合、外部有識者からなる評価委員会においてその実施可能性等を確認します。 なお、「昼間8名以上、夜間4名以上」については「平日9:15～18:15は8名以上、それ以外の時間帯は4名以上」に見直します。
14	42頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について 建築・建築設備保全業務 作業員 人員数	4	作業員の配置人数が、必要配置人数となっておりますが、受注者が不要と判断した場合は、0名でも問題ないのでしょうか。	技術員(電気・機械)の常駐人数として、昼間8名以上、夜間4名以上を勤務させれば、作業員は不要と判断出来ます。	ご認識のとおりです。
15	42頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について	1	作業員の実務経験年数について、実務経験年数または2級ボイラー技士・第2種電気工事士・危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)の資格内何れか一つを有する者を配置可能として頂きたい。	労働者の確保が非常に難しい現在において人員確保に柔軟性を持たせる必要がある事。また、実務経験がない人員であっても能力がある人間を配属させられる様、枠組みが必要であるとする為。	原案のとおりとします。品質を確保するため、作業員に必要な資格として求めているものです。
16	42頁	-	別添 1 建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について	1	※2 技術員は、機械及び電気の資格の両方を有している場合は兼務も可能とする。ただし、技術員(電気・機械)と作業員の常駐人数は、 <u>合わせて昼間8名以上、夜間4名以上を確保することについて、閉庁日昼間は請負者の裁量で必要数配置として頂きたい。</u>	基準出勤日が365日となっているが、経済産業省は事務所ビルであり閉庁日は在館者数は非常に少ないと考えます。その為、閉庁日も閉庁日と同様の人員配置を指定しているのは過剰と考えられます(合理性のない人員数指定は労働者派遣と判断されかねません)。	本事業を実施するに当たり必要と発注者が想定している人数を記載しています。 他方で、業務の効率化等によりこれを下回る人数でも本事業を安定的かつ円滑に実施できる場合には、その提案をしていただくことは可能です。当該提案がなされた場合、外部有識者からなる評価委員会においてその実施可能性等を確認します。 なお、「昼間8名以上、夜間4名以上」については「平日9:15～18:15は8名以上、それ以外の時間帯は4名以上」に見直します。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
17	72頁	12行	別紙1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 第2業務仕様 3 遠隔保守システム又はそれに代わる機能を用いた電子交換機の状態監視業務を、1日あたり24時間、年間を通して行う。なお、現地修理が必要な場合は、厚生企画室に報告した上で、速やかに行う。	3	3 遠隔システムの項目にて現地修理が必要な項目にて下記文章追加。 現地修理が平日時間外および休日の場合は超過勤務となる為、担当者で相談し修理を決める事。	現地修理項目に平日時間外及び休日での対応について記載が無い為。	御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 5 その他 (3) 基準業務時間外に必要とされる臨時業務の対価については協議のうえ定める。
18	73頁	46行	別紙1-3 構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書 「別表 1-3-1」保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等	3	「個別交換電話設備」の項目「点検記録簿」の○を－にする。	個別交換電話設備は保守点検を行っていない為	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 個別交換電話設備 点検記録簿－
19	88頁	27行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 (5) 制御性動作点検の対象は以下による。 ア 本館(ク)	3	(5)(ク)VAV/CAV制御系統 558 セット⇒292セット	現地セット数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (5)ア 本館 (ク)VAV/CAV制御系統(292セット)
20	88頁	35行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 (5) 制御性動作点検の対象は以下による。 イ 別館(カ)	3	(5)(カ)VAV制御 379セット⇒376セット	現地セット数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (5)イ 別館 (カ)VAV/CAV制御系統(376セット)
21	89頁	43行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 第2 業務仕様 (8) BAS診断の対象は以下による。 ア 本館 中央処理装置：	3	(8)ア 本館 SCS:10台⇒8台	現地台数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (8)ア 本館 SCS:8台
22	90頁	49行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	中央処理装置類 [本館(B3F)] SCS:6台⇒8台	現地台数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 中央処理装置類 [本館(B3F)] SCS:8台
23	90頁	49行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	伝送装置 [本館] IDC: 80ユニット⇒39ユニット IDGP: 25ユニット⇒24ユニット InfilexGC:10ユニット⇒50ユニット Infilex GD:21ユニット ⇒16ユニット InfilexZM:2ユニット⇒27ユニット	現地台数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 伝送装置 [本館] IDC: 39ユニット IDGP:24ユニット InfilexGC:50ユニット Infilex GD:16ユニット InfilexZM:27ユニット
24	90頁	49行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	ローカル一般機器 [本館] VAV/CAV制御(108セット)⇒292セット	現地セット数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ローカル一般機器 [本館] ・VAV/CAV制御(292セット)
25	91頁	49行	別紙1－7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	端末伝送入出力点数 [本館] 3102点⇒3530点 デジタルポイント:1603点⇒1783点 アナログポイント:1416点⇒1664点	現地点数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [本館] 3,530点(デジタルポイント:1,783点, アナログポイント:1,664点)

No	頁番号	行番号	項 目	種類	意 見	理 由	回 答
26	91頁	49行	別紙1-7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	端末伝送入出力点数 [別館] 3207点⇒3272点 デジタルポイント:1472点⇒1498点 アナログポイント:1631点⇒1670点	現地点数と差異があるため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [別館] 3,272点(デジタルポイント:1,498点、 アナログポイント:1,670点)
27	92頁	51行	別紙1-7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備点検・保守内容一覧	3	・HCP (ハートコヒーププリンター)⇒レーザープリンタ ・3)サーマルヘッドのクリーンアップ⇒操作パネルの機能確認 ・4)プラテンローラー及びピンチローラーの クリーンアップ⇒外部のクリーンアップ	現場機器の仕様と合っていない為	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 印字装置(レーザー方式) 3)操作パネルの機能確認 4)外部のクリーンアップ
28	93頁	51行	別紙1-7 監視制御設備点検・保守業務特記仕様書 監視制御設備仕様・数量一覧	3	・DGP、IDGP⇒Inf-GD、I-DGP ・IDC⇒Inf-GC、IDC ・PMXⅢ:4)電圧及び電流の測定 ①無負荷時の入出力電圧 ②実負荷時の出力電圧及び電流入力電圧の確認	・現場機器の仕様と合っていない為 ・無負荷、実負荷時で同様の点検が可能な為、分ける必要無し	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。無負荷時及び実負荷時の測定を行っていただくものは原案のとおりとします。 Inf-GD、I-DGP(端末伝送装置) Inf-GC、IDC(端末伝送装置)
29	94頁	51行	監視制御設備点検・保守内容一覧	3	・PMX4:4)電圧及び電流の測定 ①無負荷時の入出力電圧 ②実負荷時の出力電圧及び電流入力電圧の確認	・無負荷、実負荷時で同様の点検が可能な為、分ける必要無し	原案のとおりとします。無負荷時及び実負荷時の測定を行っていただくためです。
30	94頁	51行	監視制御設備点検・保守内容一覧	3	変換器 アイソレータ⇒追加 R31,36⇒追加	変換機にも種類がある為、細分化	原案のとおりとします。作業内容の変更とならないものです。
31	94頁	51行	監視制御設備点検・保守内容一覧	3	温度発信器※1 湿度発信器※2 露点温度発信器※3⇒追加 圧力発信器※4⇒追加 4)伝送電圧の確認(※1のみ非該当)	発信器にも種類がある為、細分化 また、4)は種類により点検項目に違いが出る為	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。作業内容の変更とならないものは原案のとおりとします。 温度発信器※ 湿度発信器 圧力発信器 4)伝送電圧の確認(※は非該当とする)
32	95頁	51行	監視制御設備点検・保守内容一覧	3	操作部 モジュトロールモータ※1⇒追加 ダンパ操作器※2⇒追加 アクティバル※3⇒追加 5)ポテンシヨメーター接触点の清掃及び点検	操作部にも種類がある為、細分化 また、5)は種類により点検項目に違いが出る為	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。作業内容の変更とならないものは原案のとおりとします。 5)接触点の清掃及び点検
33	95頁	51行	監視制御設備点検・保守内容一覧	3	・カロリーメーター ⇒電磁・渦流量計 ・7)実測温度及び実流量に対する出力信号の確認及び調整	・名称変更 ・実測温度は温度センサー別点検にて実施の為	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。作業内容の変更とならないものは原案のとおりとします。 7)実流量に対する出力信号の確認及び調整
34	110頁	249行	別紙1-8-8 ゴンドラ設備点検・保守業務特記仕様書 第2業務仕様 3 性能検査は、年1回(本館4月、別館11月)とする。	3	ゴンドラの性能検査は、年1回(本館4月、別館11月)とする。と記載されていますが、一昨年に別館ゴンドラ設備は更新されて、性能検査の実施月が変更になっているかと思います。	性能検査は、年1回(本館4月、別館5月)とする。に修正をお願いします。	御意見を踏まえ、別館ゴンドラ設備の性能検査は5月に修正します。
35	151頁	-	別紙1-13 構内植栽管理業務仕様書 (別表-1) 番号4 芝刈り	4	番号4 項目芝刈りの作業回数が【月】で数えると(6月・1回 7月・1回 8月・1回 9月・1回 10月・1回)計5回作業予定ですが【計】では4回と表記されています。どちらが正しいですか。	作業実施回数の明確化	御意見を踏まえ、10月の芝刈りは不要とし、計4回に修正します。
36	151頁	-	別紙1-13 構内植栽管理業務仕様書 (別表-1) 番号5 除草	4	番号5 項目除草の作業回数が【月】で数えると(4月・1回 5月・1回 6月・1回 7月・1回 8月・1回 9月・1回 10月・1回 12月・1回 3月・1回)計9回作業予定ですが【計】では7回と表記されています。どちらが正しいですか。	作業実施回数の明確化	御意見を踏まえ、4月(1回)と12月(1回)は不要とし、計7回に修正します。

No	頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
37	151頁	-	別紙1-13 構内植栽管理業務仕様書 (別表-1) 番号6 灌水	4	番号6 項目灌水の作業回数が【月】で数えると(4月・1回 5月・1回 6月・1回 7月・2回 8月・4回 9月・2回 10月・1回 11月・1回 12月・1回 1月・1回 2月・1回 3月・1回)計17回作業予定ですが【計】では13回と表記されています。どちらが正しいですか。	作業実施回数の明確化	御意見を踏まえ、4月、1月、2月、3月(各月1回)は不要とし、計13回に修正します。
38	275頁	-	経済産業省総合庁舎設備機器等一覧 <40>衛生器具類 別館 洗面器	4	参考4【機械設備】の機器表のうち、<40>衛生器具類として別館3階事務室(3-5)に洗面器が1台有ることになっていますが、実際には洗面器はありません。	機器表から削除をお願いします。	御意見を踏まえ、仕様書23頁の<40>衛生器具類 別館3階事務室(3-5)の洗面器1台を削除します。
39	465頁	40行	別紙2 清掃業務仕様書 I.総則 5.実施責任者及び実施副責任者 (1)実施者の中から延べ床面積が5万平方メートル以上の建物において建物の清掃業務を指揮した経験5年以上を有し、 <u>(ただし、5万平方メートルに満たない建物の清掃業務を指揮した経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する清掃業務実施者を指揮し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない)、かつビルクリーニング技能士の資格を持つ者1名以上を</u> 実施責任者と定め、常駐し実施者を指揮すること。	2	実施責任者に求められる経験について「延べ床面積5万㎡以上の建物で清掃業務指揮経験5年以上」として、それを満たさない場合の「ただし、5万㎡に満たない建物の清掃業務を指揮した経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する清掃業務実施者を指揮し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない」という記載は無い方が良いと思われます。	求められる経験を満たない場合の条件については基準が明確でないため、公平性に欠ける恐れがあると思われます。	ただし書きについては、責任者として実務経験は5年以上の条件は明確にした一方で、延べ床面積5万㎡以上の建物については建物の数が少なくなり、責任者としての要件を満たす候補者の数が僅少となる可能性があることから、入札参加の機会を最大限にするため、建物の面積要件については一部緩和をしているものです。 本事業の落札者の決定は、総合評価落札方式によるものとしており、その評価にあたっては本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置し、この評価委員会において、提出された候補者が本事業における責任者及び副責任者として適切かを判断することになります。
40	479頁	23行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (3) 警備士のうち、警備責任者を補佐し、警備責任者不在時には警備責任者の業務を代行する者(以下「警備副責任者」という。)を選任し、 <u>防災センター及び別館警備室に、常時、警備責任者又は警備副責任者をそれぞれ1名以上勤務させること。警備責任者又は警備副責任者のいずれかが、休暇、休憩、休息、仮眠等により警備業務に従事しない場合にあって、対応が求められる事態が生じた場合には即応できるようにすること。</u>	3	防災センター及び別館警備室に1名以上勤務する副責任者ですが、24時間配置を想定の場合のそれぞれ最低3名でしょうか	法定人員で考えた場合、当社では最低6名は必要と考え積算します。	防災センター及び別館警備室に、常時(24時間)、警備責任者又は警備副責任者をそれぞれ1名以上勤務させることを求めていますので、8時間勤務の3交代制で見える場合、24時間では防災センター及び別館警備室の2名×3交代の6名が必要となります。
41	479頁	23～27行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (3) 警備士のうち、警備責任者を補佐し、警備責任者不在時には警備責任者の業務を代行する者(以下「警備副責任者」という。)を選任し、 <u>防災センター及び別館警備室に、常時、警備責任者又は警備副責任者をそれぞれ1名以上勤務させること。警備責任者又は警備副責任者のいずれかが、休暇、休憩、休息、仮眠等により警備業務に従事しない場合にあって、対応が求められる事態が生じた場合には即応できるようにすること。</u>	3	責任者と副責任者が防災センターと別館警備室に24時間必要と求めています。が、労働時間等を考えた場合最低でも確保する人員は6名と明確化した方が良いのではないのでしょうか。	資格証提出時の基準として人数を明確化したいため。	防災センター及び別館警備室に、常時(24時間)、警備責任者又は警備副責任者をそれぞれ1名以上勤務させることを求めていますので、8時間勤務の3交代制で見える場合、24時間では防災センター及び別館警備室の2名×3交代の6名が必要となります。
42	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「現行の90cm幅のフラッパーゲート通過に必要で通過後の右左折を考慮し両サイド15cmを差し引いた60cm以下幅の機体の選定」を追記	センサー感知で身動きが取れなくなる事を考慮し、ロボットを最大限活用する為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
43	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「実証実験により安全性が確認され、警備ロボットとして既に商用化されたロボット」の追記	一定の安全性を担保できているという実証が必要な為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
44	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「走行場所の明暗に関わらず、無線かつ自律的に巡回走行できるロボット」の追記	警備員の代替が出来ない能力のロボットでは業務に支障をきたす為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
45	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「充電時間を除き、常時稼働させることができるロボット」の追記	警備員の代替、人員削減に繋げる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
46	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「視覚障害者誘導用ブロック程度の凹凸を有する路面を自由に走行できるロボット」の追記	動線、走行エリアの制限をなくすことで業務の効率化を図る為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
47	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「動線上にある人および物を探知し、安全に配慮した行動が自らできるロボット」の追記	ロボット自ら衝突防止を判断できることが安全性の向上につながる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
48	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「指定した視覚障害者誘導用ブロック等から離れて巡回走行できるロボット」の追記	身体の不自由な方の歩行の妨げを防止する為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
49	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「白杖利用者、その他歩行者との衝突防止対策が施されたロボット」の追記	体の不自由な方が安心して施設を利用する為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
50	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「機体から音声案内を発出しながら自律走行できるロボット」の追記	施設利用者に対し常時広報をすることで安全性の向上につなげる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
51	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「カラー動画が撮影でき、撮影した映像を警備員がリアルタイムで認識できるロボット」の追記	不測の事態が発生した際でも効率的かつ迅速に対応できる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
52	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「充電中も、立哨業務に活用できるロボット」の追記	ロボットを最大限活用し、警備員の代替、人員削減に繋げる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
53	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「監視卓と現場間で音声通話ができる機能を有したロボット」の追記	各種問い合わせに対し、効率的かつ迅速に対応する為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
54	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「満充電状態から3時間程度の巡回・立哨ができるロボット」の追記	業務を継続して代替することで警備員の代替、人員削減に繋げる為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
55	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	2	警備保安業務の一部を「ロボット」→「3時間程度で満充電可能なロボット」の追記	常時巡回が必要な施設の為、充電効率が業務効率に直結する為。	ご提案のロボットの仕様を過不足無く示すことは困難ですが、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「なお、実際に本業務にロボット等を導入する場合には、その仕様や性能、セキュリティ要件等について事前に厚生企画室と協議し、同意を得ること。」
56	479頁	16行	別紙4 警備業務 2.業務概要 (1)	4	警備保安業務の一部をロボット等に置き換える場合、配線工事等が必要になることが想定されます。 配線については貴省でご用意いただきたく存じます。併せて、工事にかかる費用は貴省負担として頂きたく存じます。	ロボット導入検討のため。	警備保安業務の一部をロボット等で代替する場合、当該提案の導入にかかる費用及び原状回復に要する費用は事業者負担とします。 なお、実際にロボット等を導入する場合には、必要となる設備やその設置場所等については厚生企画室との協議によるものとします。
57	479頁	23行	別紙4 警備業務 2.業務の概要(3)	4	本館、別館のそれぞれに警備責任者又は警備副責任者のどちらかがいればいいという認識でよろしいでしょうか。	要員体制に深く関係するため。	ご認識のとおりです。ただし、勤務予定表を作成する際は、防災センター及び別館警備室の警備責任者又は警備副責任者の双方が仮眠等により同時に不在となることがないように考慮してください。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
58	479頁	26行	別紙4 警備業務 2. 業務の概要(3)	1	警備責任者又は警備副責任者のいずれかが、休暇、休憩、休息、仮眠等により警備業務に従事しない場合にあっても、対応が求められる事態が生じた場合には即応できるようにすること。とありますが、表現および条件を緩和することを望みます。	労働基準法第34条第3項により記載の「休暇、休憩、休息、仮眠等により警備業務に従事しない場合」は労働者の権利として労働から離れることを保証しなければならず、もし現在記載されている通りの対応を行った場合、コンプライアンス上、別途休憩を与える必要があるため。	警備保安業務は24時間勤務となることから、警備責任者及び警備副責任者がチームとして監督することを想定しており、警備責任者又は警備副責任者の一方が休憩や仮眠等により業務から離れる場合にあっても、もう一方の警備責任者又は警備副責任者が警備保安業務全体を監督し、何かしらの事態が生じた場合に対応することを求めているものです。
59	479頁	34行	別紙4 警備業務 2. 業務の概要(3)	4	自衛消防活動中核要員について13名とありますが、警備員のみで13名選任する必要があるのでしょうか。それとも本事業に係る全勤務者の内から13名選任すれば足りるという解釈で良いのでしょうか。	要員体制に深くかかわるため。	警備保安業務に関する勤務者のうち、自衛消防技術認定証を有する者を15名以上選任してください。関係法令等に抵触しない範囲内で自衛消防活動中核要員の柔軟な体制の構築を提案することは可能ですが、その実施可能性等について外部有識者からなる評価委員会において確認します。 なお、自衛消防活動中核要員として配置することが求められる人数を踏まえ、各ポストの配置人数、配置時間を見直します。
60	480頁	61・62行	別紙4 警備業務 3. 業務の実地方法等 (3) 厚生企画室は、警備士等が警備業法第14条第1項に該当する者である場合又は庁舎の警備士等として適切でないと認めた場合には、業務実施者に対し、警備士等の交替を求めることができる。 <u>業務実施者は、厚生企画室から警備士等の交替を求められたときには、その者を本業務に従事させてはならない。</u>	3	「業務実施者は～交替を求められたときには、～従事させてはならない。」の項目については削除を希望します。	昨今の警備業務における人材不足を考えた場合、交代要員の確保が困難でありすぐに従事できなくなると配置、労働時間に影響する為。	警備業務に適切でない者を引き続き勤務させることは、本業務の仕様書で求める警備保安業務の適切な実施に支障を来すおそれがあるため、 原案のとおりとします。
61	482頁	131行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件 (1)警備責任者	1	不当要求防止責任者講習終了書とありますが、本事業の優先交渉権獲得後に速やかに講習を受講することとして頂けますでしょうか。	本事業の優先交渉権獲得後、所轄警察署へ選任届を提出することにより受講できる講習であるため。	時期については企画書提出時としていますが、別紙10「業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件」の※1に記載のとおり、企画書提出時点で所定の講習等が未終了の場合は、当該講習の実施計画を提出してください。
62	482頁	135行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件 (2)警備副責任者	1	10万㎡以上の施設の監督者3年以上とありますが、10万㎡を5万㎡に緩和を検討願えないでしょうか。	防災センター及び別館警備室に要件を満たす責任者又は副責任者を常時配置する場合、多数の人材が必要となるため、昨今の人材不足により応募できる企業が限られることが史料されます。	本要件については、監督者としての実務経験年数は明確にした一方で、延べ面積10万㎡以上の建物の数が少なくなり、警備副責任者としての要件を満たす候補者の数が僅少となる可能性があることから、入札参加の機会を最大限にするため、建物の面積要件については一部緩和をしているものです。 本事業の落札者の決定は、総合評価落れ方式によるものとしており、その評価にあたっては本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置し、この評価委員会において、提出された候補者が本事業における警備副責任者として適切かを判断することになります。
63	482頁	117～175行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件(1)～(7)	4	資格要件については、特に問題無いと思います。	霞が関の他省とほぼ同じ水準です。	原案のとおりとします。
64	483頁	158行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件 (6)警備士	2	資格者に、テロ対策としての資格を入れることを提案します。	今後の情勢を踏まえ導入すべきです。他省庁でも導入または努力目標とされています。	原案のとおりとします。
65	486頁	286行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件 (6)警備士 ⑤ 庁舎等において遺失物を発見した場合には、当該遺失物を防災センターに届け出るとともに、発見の状況等を防災センターに報告すること。また、庁舎の利用者から遺失物の申出があった場合には、 <u>遺失物の発見に協力すること。</u>	3	「発見に協力すること」⇒「遺失物の問い合わせに応じること」と修正願います。	「発見に協力する」では「一緒に探す」と解釈され、業務に支障が出る可能性があります。	遺失物の問い合わせがあった場合の対応のほか、入室規制区域への同行も想定されるため、原案のとおりとします。
66	486頁	275行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 L) デモ隊や抗議団体など多数の者が門前にて抗議行動・示威行動を行う場合、敷地内等への侵入や破壊行為を抑止するため、 <u>警戒監視として対処要員2名以上を立哨させること。</u>	4	警戒監視員として対処要員2名以上を立哨させること。とありますが、別添の配置すべきポストには対処要員のポストがありません。本ポストの詳細についてご記載願います。	要員体制に深くかかわるため。	当該警戒監視については、記載される事態が生じる又は生じるおそれがある場合に臨時的に配置し、敷地内等への侵入や破壊行為の抑止を求めるものです。別添の配置すべきポストについては、恒常的に配置することを求めているポスト・勤務日・時間帯・人数を記載しているものです。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
67	487頁	337行 362行	別紙4 警備業務 5. 警備士等の要件 (5) 防災センター ⑦ 電話の対応を行うこと。各課室の電話番号や場所について問われた場合には、可能な範囲で回答すること。幹部室の直通番号又は個人の電話番号若しくは携帯電話の番号は、問われても回答せず、必要に応じて警備責任者等の指示を仰ぐ等、慎重に対応すること。 (6) 別館警備室 ④ 別館警備室等に掛かった電話の対応を行う。各課室の電話番号や場所について問われた場合には、可能な範囲で回答すること。幹部室の直通番号又は個人の電話番号若しくは携帯電話の番号は、問われても回答せず、防災センターに確認して指示を仰いだ 上で、慎重に対応すること。	3	「各課室の電話番号～可能な範囲で回答すること。」⇒「代表番号以外は答えないこと。」と修正願います。	セキュリティの観点から教えない。5/11付けで代表番号以外は答えないことと指示がありました。	原案のとおりとします。対応の詳細については、受注予定事業者決定後に当該事業者に対して指示します。
68	489頁	378行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (6) 別館警備室 ⑧ 会議室等の鍵の返却があった場合には、所定の用紙に返却時刻を記載してもらうとともに、端末により所定の事項を記録させること。鍵は所定の場所に保管すること。会議室の使用承認の期限を経過後、鍵を返却していない場合には、鍵を受け取った者に返却を求めること。	3	「端末により所定の事項を記録させること。」を削除願います。	システムが変わっています。	御意見を踏まえ、「端末により所定の事項を記録させること。」を削除します。
69	489頁	396行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (7) 本館鍵受け及び各セキュリティゲート ② 日時の打刻機の設置及び収納を行うこと。	3	「打刻機の設置及び収納を行うこと」⇒「打刻機の案内看板の設置等」と修正願います。	以前から案内看板の設置等をしています。近くに収納スペースが無く。設置、収納は破損の危険があります。	御意見を踏まえ、「打刻機の案内看板の設置等」に修正します。
70	489頁	406行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (8) 本館及び別館車寄せ ③ 車寄せ付近の歩行者及び車両について、 <u>交通整理</u> を行うこと。原則として歩行者の通行を優先すること。	3	交通整理を削除し「誘導」とする。	交通整理とは道路交通法の「警察官等の交通規制」に定められた行為である為。	御意見を踏まえ、「交通誘導」に修正します。
71	489頁	406行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (8) 本館及び別館車寄せ ③ 車寄せ付近の歩行者及び車両について、 <u>交通整理</u> を行うこと。原則として歩行者の通行を優先すること。	3	交通整理は適切ではないと思います。	交通整理は警察官や交通巡視員が行う業務です。	御意見を踏まえ、「交通誘導」に修正します。
72	489頁	406行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (8) 本館及び別館車寄せ ③ 車寄せ付近の歩行者及び車両について、 <u>交通整理</u> を行うこと。原則として歩行者の通行を優先すること。	3	交通整理の表記は削除したほうが良いと思います。➡交通誘導に修正。	交通整理は警察官や交通巡視員が行う業務で警備員では行えません。	御意見を踏まえ、「交通誘導」に修正します。
73	489頁	406行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (8) 本館及び別館車寄せ ③ 車寄せ付近の歩行者及び車両について、 <u>交通整理</u> を行うこと。原則として歩行者の通行を優先すること。	3	「交通整理」⇒「可能な限り歩行者を誘導する」と修正願います。	「交通整理」は警察等の強制力を伴うものとなり、警備に強制力は無いため。	御意見を踏まえ、「交通誘導」に修正します。
74	490頁	418行	別紙4 警備業務 6.各ポストの業務等 (9) 各門及び地下鉄口 ① B) 本館中庭側玄関及び別館中庭側玄関は、全日24時間	4	本館中庭側玄関及び別館中庭側玄関の開閉時間は、全日24時間とありますが、別添の本館及び別館の中庭における警備士に従事させるべき時間帯等とずれがあると理解しましたが、間違いないのでしょうか。	要員体制に深くかわかるため。	ご認識のとおりです。
75	490頁	433行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (9) 各門及び地下鉄口 C) 東門は、車両については入構専用とする。 <u>人</u> については出構に限る。	3	「人については出講に限る。」を「原則～」を付ける等修正願います。	幹部は徒歩入構認めています。コロナで自転車通勤を認めた経緯があります。別館北側の駐輪スペース利用者は自転車での出入りを認めています。	御意見を踏まえ、「原則として人については出構に限る。」に修正します。

No	頁番号	行番号	項 目	種類	意 見	理 由	回 答
76	490頁	449行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (9) 各門及び地下鉄口⑧ 休日における自動車及び自動二輪車の入構については、入構した時刻、入構した自動車及び自動二輪車の <u>ナンバー等を記録すること。</u>	3	「ナンバー等を記録すること。」⇒「記録させること。」に修正願います。	以前から本人に記録させているため。受付と同じに本人に書かせるのがよいと考えます。	本人に書かせることをもって「ナンバー等を記録」することも排除していませんので、原案のとおりとします。
77	491頁	452行	別紙4 警備業務 6.各ポストの業務等 ⑨ 各門の付近において通行の支障となるような危険物等がある場合には、防災センター等の指示を仰いだ上でそれを撤去すること。また、各門等の通路を規制する際には、 <u>カラーコーン</u> 等で規制の範囲を明示すること。	4	カラーコーンは貴省にてご用意いただけるのでしょうか。	費用負担区分が不明であるため。	カラーコーンは当省で用意します。
78	491頁	455行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (10) 巡回警備	4	現行の巡回経路図を開示頂けますでしょうか。	警備業務のロボット化等を検討する際に必要となるため。	建物・設備の保安等の関係上、現時点では開示できません。情報を確認したい場合には、秘密保持等の開示する際の条件に同意いただける場合に、現場説明会において一部の情報を開示します。
79	493頁	545～547行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (13) 受付担当 ⑪ 一時通行証を入れるカードホルダー（ハードケース）およびネックストラップが破損し、又は汚損した場合には、 <u>業務実施者の負担において調達し交換すること。</u> （ハードケース年間 300 枚程度、ネックストラップ年間 200 本程度）。	4	調達するカードケースとネックストラップの費用はどの程度かかるでしょうか。	入札時に積算に加えるため。	仕様書に記載のとおり、「ハードケース年間 300 枚程度、ネックストラップ年間 200 本程度」の見込みです。
80	493頁	545～547行	別紙4 警備業務 6. 各ポストの業務等 (13) 受付担当 ⑪ 一時通行証を入れるカードホルダー（ハードケース）およびネックストラップが破損し、又は汚損した場合には、 <u>業務実施者の負担において調達し交換すること。</u> （ハードケース年間 300 枚程度、ネックストラップ年間 200 本程度）。	4	調達するカードケースとネックストラップの費用は毎年どの程度見込めばよいでしょうか。。	入札時の積算に加える必要があります。	仕様書に記載のとおり、「ハードケース年間 300 枚程度、ネックストラップ年間 200 本程度」の見込みです。
81	495頁	588行	別添 職務に従事させるべき警備士等の人数 配置すべきポスト 本館 鍵受け	4	2名 常時 ⇒ 22時～5時は1名(削減提案)	国会会期中でも22時以降は大臣 登庁もほとんどなく、防災センターに3名常駐しているので応援可能です。	自衛消防活動中核要員として配置することが求められる人数を踏まえ、各ポストの配置人数、配置時間を見直します。
82	495頁	588行	別添 職務に従事させるべき警備士等の人数	4	「常時」と記載のある項目は「24時間」という認識でよろしいでしょうか。	要員体制に深くかかわるため。	ご認識のとおりです。
83	513頁	22行	総括管理業務仕様書 2. 業務の内容 (1) 総括管理責任者及び総括管理副責任者の選任等 ① 総括管理責任者の選任 イ. 総括管理責任者は、延べ面積5万㎡以上のオフィスビルの維持管理業務について、 <u>監督者としての経験を5年以上有する者とする。</u> (ただし、延べ面積5万㎡に満たないオフィスビルの維持管理業務の監督者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する者等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。)	3	監督者としての経験5年以上有する者とありますが、監督者の定義の説明が有ると理解しやすいと考えます。	監督者は責任者なのか副責任者も含むのか。管理運営上、責任者交代の際に副責任者を責任者へ変更する事も考えられると思われます。副責任者も監督者に含むかを明記すべきです。	総括管理責任者に求められる監督者としての経験は、責任者や副責任者などの名称を問わず、経済産業省総合庁舎と同等のオフィスビルの維持管理業務に従事する者等を指揮監督した実績及び経験を5年以上有することが条件となります。 なお、総括管理責任者は企画書のプレゼンテーション時に必ず出席していただき、評価委員の質疑応答に答えていただきますので、企画書に所持資格・実務経験等の記載してください。
84	541頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 <全体> <u>選定時期 契約時</u>	3	求められる資格は企画書提出時に提出するべきです。	入札の公平性(履行可能かの判断としても)からも参加する時点で提出されるものではと考えます。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いします。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
85	541頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 <全体> <u>選定時期 契約時</u>	2	1～6の各業務の責任者に求められる必要な資格・実務経験等の項目について、(ただし、～)という表記があるものは削除して良いと考えます。	基準が無いものと等しく、入札における公平性が保てないと考えます。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いします。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
86	541頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 <全体> <u>選定時期 契約時</u>	3	1～6の各業務の各項目の選定時期について、契約時に求めているものも企画書提出時に求めた方が良いと考えます。	5年の長期契約ということもあり、事前に要求された資格者の状況を確認すべきと考えます。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
87	541頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 <全体> <u>選定時期 契約時</u>	3	書類はすべて企画書提出時にそろえるべき。	入札の公平性からも落札前に要求水準の確認は必要。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
88	541頁	-	別紙10 1. 建築・建築設備 2. 清掃 4. 警備保安 6. 統括管理 の各業務 (例) 延べ・積50,000㎡以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上(ただし、50,000㎡に満たない施設の維持管理業務の責任者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する維持管理業務の責任者として、本業務を適切に実施するに・分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。)	2	「ただし、5万㎡に満たない～発注者が判断する場合はこの限りではない」という記載の検討。	入札の公平性からも修正が必要。	ただし書きについては、オフィスビルの維持管理業務等の責任者としての実務経験年数の条件は明確にした一方で、延べ面積5万㎡以上(警備保安業務については10万㎡以上)の建物については建物の数が少なくなり、責任者としての要件を満たす候補者の数が僅少となる可能性があることから、入札参加の機会を最大限にするため、建物の面積要件については一部緩和をしているものです。 本事業の落れ者の決定は、総合評価落札方式によるものとしており、その評価にあたっては本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置し、この評価委員会において、提出された候補者が本事業における各業務等の責任者及び副責任者として適切かを判断することになります。
89	543頁	-	別紙10 2.清掃業務	2	実施責任者に求められる経験について「延べ床面積5万㎡以上の建物で清掃業務指揮経験5年以上」として、それを満たさない場合の「ただし、5万㎡に満たない建物の清掃業務を指揮した経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する清掃業務実施者を指揮し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない」という記載は無い方が良いと思われます。	求められる経験を満たない場合の条件については基準が明確でないため、公平性に欠ける恐れがあると思われます。	ただし書きについては、オフィスビルの維持管理業務等の責任者としての実務経験年数の条件は明確にした一方で、延べ面積5万㎡以上(警備保安業務については10万㎡以上)の建物については建物の数が少なくなり、責任者としての要件を満たす候補者の数が僅少となる可能性があることから、入札参加の機会を最大限にするため、建物の面積要件については一部緩和をしているものです。 本事業の落れ者の決定は、総合評価落札方式によるものとしており、その評価にあたっては本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置し、この評価委員会において、提出された候補者が本事業における各業務等の責任者及び副責任者として適切かを判断することになります。
90	543頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件	2	実施副責任者の選定時期が「契約時」となっておりますが、「企画書提出時」の方が良いと思います。	5年間という長期契約の実務経験者ですので、企画書提出段階で担保出来ている必要があると思います。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
91	543頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件	2	窓ガラス清掃作業者の選定時期が「契約時」となっておりますが、「企画書提出時」の方が良いと思います。	5年間という長期契約の法定資格者ですので、企画書提出段階で担保出来ている必要があると思います。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
92	543頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件	2	ゴンドラ作業者の選定時期が「契約時」となっておりますが、「企画書提出時」の方が良いと思います。	5年間という長期契約の法定資格者ですので、企画書提出段階で担保出来ている必要があると思います。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。

No	頁 番 号	行番号	項 目	種 類	意 見	理 由	回 答
93	544頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 4. 警備保安業務 <u>選定時期 契約時</u>	3	求められる資格水準は妥当と考えます。資格証の提出は、企画書提出時にすべて求めるべきです。	各省庁の資格と比較しても大きな差はないと思います。資格証の証明は企画書提出時に求めてうことで公平性と妥当性が確認できると思います。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
94	544頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 4. 警備保安業務 <u>警備副責任者 常時2以上</u> <u>防災センター要員 常時2以上</u>	3	警備副責任者と防災センター要員の人数は法定人数を基に最低の人員を記載すべきではないでしょうか。	24時間配置から考えると各3名ずつは必要ではないでしょうか。 入札の公平性からも最低人数を記載願います。	自衛消防活動中核要員として配置することが求められる人数を踏まえ、各ポストの配置人数、配置時間を見直します。
95	544頁	-	別紙10 業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件 4. 警備保安業務 <u>選定時期 契約時</u>	3	警備の資格は全て企画書提出時に選定時期を変更すべきです。	5年の長期契約において事前に実施可能かを確認する必要があります。入札時に確認しないと公平でないと考えます。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
96	545頁	-	注3「契約時」と記載されたものについては、契約時までに当該資格等を有する者を選任し、厚生企画室に氏名及び当該資格等を証する書類を提出すること。	3	別紙10「業務実施責任者等の法定資格・実務経験等条件」の「勤務形態」が「常駐」および「非常駐も可」の項目においての「選定時期」が「契約時」となっているものがあるが、すべて「企画書提出時」にすべきと考える。	事業継続が欠かせない施設における案件である為、本案件に対する確実な履行条件を確認する事が、必須項目審査に最重要と考えます。落札者が、契約時・業務開始時までに資格・実務経験を満たす要員を確保する事が出来ない場合、業務履行に支障をきたす恐れが高いと考えられる為。	企画書提出時点では事業実施に必要な人員のすべてを確保できない可能性を考慮し、企画書提出時点では、本事業の円滑な実施に最低限必要なポストについてのみ候補者の選定と求められる資格・経験の提出をお願いしています。なお、選定時期が契約時となっているポストについても、企画書提出時に候補者を選定し、記載いただいて差し支えありません。
97	その他	-	-	4	ITVの配置図、メーカー、品番をご開示頂くことは可能でしょうか。	警備業務のIT化検討のため。	建物・設備の保安等の関係上、現時点では開示できません。情報を確認したい場合には、秘密保持等の開示する際の条件に同意いただける場合に、現場説明会において一部の情報を開示します。
98	その他	-	-	4	建築・設備の機器改修履歴について、ご開示頂けますでしょうか。	設備の老朽化具合により、管理体制・管理仕様の検討が必要となるため。	受注予定事業者決定後、当該事業者に対して開示します。
99	その他	-	-	4	本施設において、年に複数回発生する設備緊急対応の内容・頻度をご教示ください。	緊急対応内容・頻度により管理体制の検討が必要となるため。	受注予定事業者決定後、当該事業者に対して開示します。